

やまなし I C T 教育推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 山梨県教育長（以下「教育長」という。）は、山梨県内における I C T 教育の推進及び教科「情報」に関する教員の養成・育成を図るため、国立大学法人山梨大学（以下「補助事業者」という。）が実施する I C T 教育推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和 3 8 年山梨県規則第 2 5 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の交付の対象となる補助対象事業、経費及びその補助額)

第 2 条 前条に規定する事業及びこれらに対する補助額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第 3 条 補助事業者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添付して、別に定める期間内に教育長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第 4 条 教育長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 教育長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第 5 条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（別表に定める軽微な変更は除く。）しようとするときは、補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 3 号）に必要な書類を添付して教育長に提出し、承認を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、教育長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに教育長に報告してその指示を受けること。
- (4) 教育長は、第3条第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (5) 教育長は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（実績報告）

第6条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添付して教育長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第7条 教育長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額の確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第8条 補助金は、精算払とし、教育長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金実績報告書に記載されている指定の口座に支払うものとする。

（財産の処分の制限）

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、教育長が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、教育長の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、

交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第6号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 教育長は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書（様式第7号）により速やかに、教育長に報告しなければならない。

- 2 教育長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消等）

第11条 教育長は、第5条第2号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく教育長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 補助事業者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- 2 教育長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 教育長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（書類の保管）

第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

- 2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第9条で

定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請（第9号様式）を教育長に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（補助内容及び補助対象経費）

補助区分	補助対象経費	補助額	軽微な変更
I C T 教 育 推 進 事 業	<p>補助事業者が実施する①県内 公立学校の I C T 教育への支 援及び②教科「情報」に関する 教員の養成・育成に要する以 下の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人件費（補助事業に従事 する職員の人件費） 2 旅費（補助事業に従事す る職員の旅費及び外部 専門家の旅費等） 3 報償費（外部専門家の謝 金等） 4 需用費（事務用品費、印刷 製本費、食糧費等） 5 役務費（通信運搬費、保険 料等） 6 使用料及び賃借料（会場 使用料、機器賃借料等） 7 委託料（専門機関への委 託費等） 8 備品購入費（1 件あたり 5 万円以上の物品の購 入等） 	<p>定額 (9, 240 千円以内)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象経費の各費 目間において、いずれか 低い額の 20% 以内を 増減させる場合 2 補助事業の目的の達 成に支障をきたさない 事業計画の細部の変更 であって、交付決定を受 けた補助金の額の増額 を伴わない場合

※補助金の額に千円未満の端数が生じるときはその額を切り捨てる。